

可決した意見書

議会は地方自治法第99条第2項の規定に基づき地方公共団体の公益に関する事項について意見書を提出することができます。今定例会では以下の2件の意見書を12月22日に可決し、鎌倉市議会として同日付けで内閣総理大臣ほか関係省庁あて送付しました。

J R不採用問題の早期解決に関する意見書

日本国有鉄道改革法により昭和62年4月、国鉄が分割・民営化され、こととして12年が経過したが、この過程で新会社であるJ R各社に採用されず、国鉄清算事業団からも解雇された国鉄労働組合の組合員ら1,047人の雇用が今なお確保されず、家族ともども厳しい状況におかれていることは、極めて憂慮すべき事態と言わざるを得ない。

これまで、中央労働委員会の救済命令が交付され、また運輸・労働両大臣からは労使双方に対し、話し合いによる解決を促してきたにもかかわらず、J R各社は行政訴訟による判決を求めるなど、いまだに問題解決に向けた話し合いが実現していないというのが現状である。

こうした中、本年3月に国鉄労働組合が臨時大会でこれまでの方針を改め、日本国有鉄道改革法を認めたことを契機として、国において問題の解決に向けた政治的な動きが活発となり、また、国連においてはILOが日本政府に対し解決に向け交渉を積極的に促進することを強く要請するとの中間勧告を採択するなど、J R不採用問題は新たな局面を迎えているところである。

もとよりこの問題はJ R各社と労働組合並びに国が話し合う以外に早期解決の道はない。

よって、政府におかれては、この機をとらえて関係当事者の話し合いが開始されるよう働きかけるなど、J R不採用問題の早期解決に向け、より一層の努力をされるよう強く要望する。

臍帯血利用料の保険適用等に関する意見書

安全な白血病治療法として注目されている臍帯血（へその緒と胎盤に含まれる血液）移植について、提供者の負担が軽く、しかも迅速・公平・安全に受けることができるようにするために公的臍帯血バンクが設置されるとともに、平成10年4月より臍帯血移植治療技術に対し、医療保険の適用がなされたところである。

しかし臍帯血移植治療を受ける際に、臍帯血利用料に医療保険が適用されないという問題が残されており、そのため臍帯血の保存・管理等に要する費用がそのまま移植治療を受ける患者に転嫁され、約200万円相当の負担となっている現状がある。これではせっかくの移植治療が利用されなくなるとともに、公的臍帯血バンクの運営にも支障を来すおそれがある。

よって、政府におかれては、公的臍帯血バンクの安定的運営等のため、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 平成12年度において、臍帯血利用料の保険適用を図ること。
- 2 公的臍帯血バンクに対する国の助成を行うこと。
- 3 厚生省が進めている2万個の臍帯血収集について、その目標期間を5年から3年に短縮すること。

制定改正 条例

少子化対策基金設置・管理 国宝館 観覧料の改正など 文学館

今定例会に市長から新たな条例制定の議案一件、条例の全部を改正するための議案一件及び条例の一部を改正するための議案三件が提出されました。

議会では審議の結果、いずれの議案も総員の賛成で原案を可決しました。

議案の主な内容と審議内容は、次のとおりです。

◎鎌倉市少子化対策基金の設置及び管理に関する条例の制定

平成十一年度限り国から交付される少子化対策臨時特例交付金の一部を平成十二年度以降に実施する対象事業の財源に充てるため新たに少子化対策基金を設置し、その管理について必

要な事項を定めるもので、公布の日から施行し、平成十四年三月三十一日をもって失効するものです。

議会は、本条例制定が増加している待機児童の解消を図るため保育所の定員増を目的とする改修工事等の財源に少子化対策臨時特例交付金を充てるための基金を設置するものであり、妥当としたものです。

◎鎌倉市都市計画審議会条例の全部改正

地方分権一括法により、市町村の都市計画審議会の設置根拠が任意規定として新たに都市計画法に定められたため、現行条例の全部を改正するもので、当

審議会の設置根拠を地方自治法から都市計画法に改めるとともに委員定数を二十人以内から十五人以内に削減をするもので、改正都市計画法の施行に合わせ、平成十二年四月一日から施行するものです。

◎鎌倉市都市計画審議会条例の全部改正

地方分権一括法により、市町村の都市計画審議会の設置根拠が任意規定として新たに都市計画法に定められたため、現行条例の全部を改正するもので、当

審議会の設置根拠を地方自治法から都市計画法に改めるとともに委員定数を二十人以内から十五人以内に削減をするもので、改正都市計画法の施行に合わせ、平成十二年四月一日から施行するものです。

◎鎌倉市都市計画審議会条例の全部改正

地方分権一括法により、市町村の都市計画審議会の設置根拠が任意規定として新たに都市計画法に定められたため、現行条例の全部を改正するもので、当

審議会の設置根拠を地方自治法から都市計画法に改めるとともに委員定数を二十人以内から十五人以内に削減をするもので、改正都市計画法の施行に合わせ、平成十二年四月一日から施行するものです。

◎鎌倉市都市計画審議会条例の全部改正

地方分権一括法により、市町村の都市計画審議会の設置根拠が任意規定として新たに都市計画法に定められたため、現行条例の全部を改正するもので、当

審議会の設置根拠を地方自治法から都市計画法に改めるとともに委員定数を二十人以内から十五人以内に削減をするもので、改正都市計画法の施行に合わせ、平成十二年四月一日から施行するものです。

◎鎌倉市都市計画審議会条例の全部改正

地方分権一括法により、市町村の都市計画審議会の設置根拠が任意規定として新たに都市計画法に定められたため、現行条例の全部を改正するもので、当

審議会の設置根拠を地方自治法から都市計画法に改めるとともに委員定数を二十人以内から十五人以内に削減をするもので、改正都市計画法の施行に合わせ、平成十二年四月一日から施行するものです。

◎鎌倉市都市計画審議会条例の全部改正

地方分権一括法により、市町村の都市計画審議会の設置根拠が任意規定として新たに都市計画法に定められたため、現行条例の全部を改正するもので、当

審議会の設置根拠を地方自治法から都市計画法に改めるとともに委員定数を二十人以内から十五人以内に削減をするもので、改正都市計画法の施行に合わせ、平成十二年四月一日から施行するものです。

◎鎌倉市都市計画審議会条例の全部改正

地方分権一括法により、市町村の都市計画審議会の設置根拠が任意規定として新たに都市計画法に定められたため、現行条例の全部を改正するもので、当

特例措置が設けられること

に伴い、本市

における市税

以外の収入金

に関する延滞

金についても

同様の措置を

講ずるもので

、平成十二年一

月一日から施

行するもので

す。

◎鎌倉市都市計画審議会条例の全部改正

地方分権一括法により、市町村の都市計画審議会の設置根拠が任意規定として新たに都市計画法に定められたため、現行条例の全部を改正するもので、当

審議会の設置根拠を地方自治法から都市計画法に改めるとともに委員定数を二十人以内から十五人以内に削減をするもので、改正都市計画法の施行に合わせ、平成十二年四月一日から施行するものです。

◎鎌倉市都市計画審議会条例の全部改正

地方分権一括法により、市町村の都市計画審議会の設置根拠が任意規定として新たに都市計画法に定められたため、現行条例の全部を改正するもので、当

審議会の設置根拠を地方自治法から都市計画法に改めるとともに委員定数を二十人以内から十五人以内に削減をするもので、改正都市計画法の施行に合わせ、平成十二年四月一日から施行するものです。

◎鎌倉市都市計画審議会条例の全部改正

地方分権一括法により、市町村の都市計画審議会の設置根拠が任意規定として新たに都市計画法に定められたため、現行条例の全部を改正するもので、当

審議会の設置根拠を地方自治法から都市計画法に改めるとともに委員定数を二十人以内から十五人以内に削減をするもので、改正都市計画法の施行に合わせ、平成十二年四月一日から施行するものです。

◎鎌倉市都市計画審議会条例の全部改正

地方分権一括法により、市町村の都市計画審議会の設置根拠が任意規定として新たに都市計画法に定められたため、現行条例の全部を改正するもので、当

審議会の設置根拠を地方自治法から都市計画法に改めるとともに委員定数を二十人以内から十五人以内に削減をするもので、改正都市計画法の施行に合わせ、平成十二年四月一日から施行するものです。

◎鎌倉市都市計画審議会条例の全部改正

地方分権一括法により、市町村の都市計画審議会の設置根拠が任意規定として新たに都市計画法に定められたため、現行条例の全部を改正するもので、当

審議会の設置根拠を地方自治法から都市計画法に改めるとともに委員定数を二十人以内から十五人以内に削減をするもので、改正都市計画法の施行に合わせ、平成十二年四月一日から施行するものです。

◎鎌倉市都市計画審議会条例の全部改正

地方分権一括法により、市町村の都市計画審議会の設置根拠が任意規定として新たに都市計画法に定められたため、現行条例の全部を改正するもので、当

審議会の設置根拠を地方自治法から都市計画法に改めるとともに委員定数を二十人以内から十五人以内に削減をするもので、改正都市計画法の施行に合わせ、平成十二年四月一日から施行するものです。

◎鎌倉市都市計画審議会条例の全部改正

地方分権一括法により、市町村の都市計画審議会の設置根拠が任意規定として新たに都市計画法に定められたため、現行条例の全部を改正するもので、当

審議会の設置根拠を地方自治法から都市計画法に改めるとともに委員定数を二十人以内から十五人以内に削減をするもので、改正都市計画法の施行に合わせ、平成十二年四月一日から施行するものです。

◎鎌倉市都市計画審議会条例の全部改正

地方分権一括法により、市町村の都市計画審議会の設置根拠が任意規定として新たに都市計画法に定められたため、現行条例の全部を改正するもので、当

審議会の設置根拠を地方自治法から都市計画法に改めるとともに委員定数を二十人以内から十五人以内に削減をするもので、改正都市計画法の施行に合わせ、平成十二年四月一日から施行するものです。

◎鎌倉市都市計画審議会条例の全部改正

地方分権一括法により、市町村の都市計画審議会の設置根拠が任意規定として新たに都市計画法に定められたため、現行条例の全部を改正するもので、当

審議会の設置根拠を地方自治法から都市計画法に改めるとともに委員定数を二十人以内から十五人以内に削減をするもので、改正都市計画法の施行に合わせ、平成十二年四月一日から施行するものです。



一年を通じ訪れる人の多い鎌倉文学館

改革の視点に立ち、当該事業に係る経費を勘案して、観覧料の適正な改定を行うものであることから、妥当としたものです。

◎鎌倉文学館の設置及び管理に関する条例の一部改正

観覧料について、近年開館した文学館等の状況を参考に検討し、現行一般一人二百円を三百円などに改めるほかあわせて規定の整備を行うもので、平成十二年四月一日から施行するものです。

◎鎌倉文学館の設置及び管理に関する条例の一部改正

参考を検討し、一般一人三百円、小学生及び中学生一人百円などに改めるとともに、観覧料の減免・不還付や博物館資料の特別利用許可など規定の整備を行うもので、平成十二年四月一日から施行するものです。

市道路線認定

今定例会に市道路線の認定に関する議案が提出され、審議の結果、総員の賛成で原案を可決しました。

十二月二十二日の本会議終了後、議会全員協議会を開催し、市長から「鎌倉市土地開発公社の業務代行」について報告を受け、これを了承しました。

【報告内容】

鎌倉市土地開発公社が市に代わって都市計画公園（鎌倉中央公園（第二区及び第三区）用地）の取得を行うものです。買収しようとする土地の所在は、鎌倉市山崎字東谷二〇二六番外二十一筆で地目は畑及び山林、買収面積は公簿で一万四千四百七十五平方メートル、買収価格は総額で、六億七千七百七十三万三千三百円とするものです。

なお、買収価格については、十一月八日に開催された鎌倉市市有財産評価審査会に諮問し、答申を得たものとしています。

また、今回の買収で用地の取得状況は、第二工区で約七十二％、第三工区で約九十九％、全工区で約九十％となるというものです。

陳情1件を採択

◇名越クリーンセンターへの焼却炉一元化の決定を白紙に戻し、早急にごみ問題について全市民参画による行政・議会一体で話し合う組織の発足についての陳情

陳情の要旨は、ごみの焼却処理を、名越クリーンセンターだけで行うという一元化の決定は、住民不在の一方的なものであり、白紙撤回するとともに、ごみ問題は全市民に関係する重大な問題であることから、慎重に決定するため地元住民を中心に全市民参画に

よる住民の意向を反映した方針を決めるための組織を作ることについて議会の尽力を願いたいというものです。

議会では、行政施策の推進に市民の理解と協力が不可欠であるにもかかわらず、緊急の課題であることを理由に一元化を一方的に押しつけたことと一元化と一体をなすごみの半減化についても、個々の対応について明確に説明する配慮に欠けており、地元住民の疑問や不安を解消するに至っていないとし、行政が原点に返って誠心誠意住民と協議する必要があることから本陳情を多数の賛成で採択しました。

編集後記

本年最初の議会だよりの発行に当たり、市民の皆様のご健勝を心よりお喜び申し上げます。

一九九九年は、二月定例会、そして四月臨時会での二度にわたる予算の否決にはじまり、市民健康ロードに揺れ一般質問を九月八日から十月十五日まで行った九月定例会など鎌倉の議会史に残る激動の一年でした。

二〇〇〇年を迎え、景気の低迷は穏やかに回復のきざしと言われるものの市財政の悪化の中、行財政改革・ごみ問題・少子高齢化への対応などさまざまな課題が山積しています。

今号は、これらの課題に対する十二月定例会での一般質問を限りある紙面で紹介しました。本年も、議会は積極的に課題解決に向け活動していきます。

議会編集委員会

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 藤田 紀子 |
| 副委員長 | 岡田 和則 |
| 委員 | 澁谷 廣美 |
| 委員 | 高橋 浩司 |
| 委員 | 野村 修平 |
| 委員 | 吉岡 和江 |
| 委員 | 前田 陽子 |

全員協議会を開催 中央公園用地の代行取得



全員協議会の開催風景

※鎌倉市土地開発公社：本市の健全な発展と秩序ある整備を図るために必要な公共用地を本市に代わって先行取得をするために昭和四十九年に設立されました。